

狭山市スポーツボランティア制度運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生涯スポーツの振興を目指して、ささえるスポーツの担い手としてのスポーツボランティアの普及と活動の促進を図るため、スポーツの指導や大会等にボランティアとして協力することができる者をあらかじめ登録し、要請に基づき、当該スポーツの指導や大会等に派遣する狭山市スポーツボランティア制度（以下「スポーツボランティア制度」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録の条件)

第2条 スポーツボランティア制度の登録を受けることができる者は、スポーツに関心があり、ささえるスポーツに積極的に協力することができる者とする。

(登録の申請)

第3条 前条の登録を受けようとする者は、書面により狭山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に登録の申請を行うものとする。

(登録)

第4条 教育委員会は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、適格であると認めるときは、スポーツボランティアとして登録するとともに、当該申請をした者にその旨を通知するものとする。

(登録簿)

第5条 前条の規定による登録は、スポーツボランティア登録簿（以下「登録簿」という。）に登録することにより行う。

2 教育委員会は、登録簿を整備するとともに、適正に管理しなければならない。

(個人情報の保護)

第6条 登録簿に記載された個人情報は、狭山市個人情報保護条例（平成15年条例第25号）に基づき適切に保護するとともに、他の目的に利用してはならない。

(登録事項の変更)

第7条 登録簿に登録された者（以下「登録者」という。）は、登録簿に登録された事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に申し出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育委員会は、登録者がスポーツボランティア制度の趣旨に反する行為をした場合又は登録者から登録の取消しの申出があった場合は、登録を取り消すものとする。

(派遣の申請)

第9条 第4条の規定による登録を受けたスポーツボランティア（以下「スポーツボランティア」という。）の派遣を受けようとする者は、書面により、教育委員会に派遣の申請をしなければならない。

(派遣の決定)

第10条 教育委員会は、前条の申請があったときは、申請の内容を審査し、派遣することが適当と認めるときは、その旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 教育委員会は、営利を目的とするもの、特定の政党の利害に関するもの又は特定の宗教を支持するものに関しては、スポーツボランティアの派遣を行わないものとする。

(経費の負担)

第11条 スポーツボランティアの派遣に関する経費は、派遣を申請した者の負担とする。ただし、ボランティア活動に伴う傷害等に係る保険の保険料は、教育委員会の負担とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、スポーツボランティア制度の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年10月1日から施行する。